

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 指定公金事務取扱者に公金の支出及び徴収の事務を委託した件 三七
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三八
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三八
- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の審査基準日の特例を定める件 三八
- 公告 三八
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三九
- 福島海区漁業調整委員会 三九
- はえなわ漁業について指示する件 三九
- 漁業法により指示する件 三九
- 小型定置漁業の保護区域について指示する件 三九

告示

福島県告示第五百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の支出及び徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年七月十七日

一 指定公金事務取扱者の名称

福島県知事 内堀雅雄

- 二 一般財団法人地域総合整備財団
- 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
- 東京都千代田区麹町四丁目八番一号
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
- 令和八年二月二十七日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
- 地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務及び徴収事務
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
- 令和八年四月一日

（地域振興課）

福島県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年七月十七日から同年十一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ツルハドラッグいわき上荒川店 福島県いわき市平上荒川字桜町四番一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者
- 名称 株式会社ツルハ
- 代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
- 住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十二号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
- 名称 株式会社ツルハ
- 代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
- 住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
- 令和九年三月三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 千五十五平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 1 駐車場の位置及び収容台数
- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 収容台数 四十六台

- 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 八台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 六十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 六立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前八時
(二) 閉店時刻 翌午前零時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から翌午前零時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 三箇所
(二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午前七時三十分まで
- 七 届出年月日
令和八年七月二日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年七月十七日から同年十一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ICHI I, S ロシナンテ MARKET 鎌田店・バースデー鎌田店 福島県福島市
鎌田字一里塚十三番六ほか
福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) ロシナンテ鎌田店・バースデー鎌田店

- (変更後) ICHI I, S ロシナンテ MARKET 鎌田店・バースデー鎌田店
変更した年月日
令和七年九月十二日
- 四 届出年月日
令和八年七月三日
- 五 届出をした者
株式会社いちい
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年七月十七日から同年十一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一
福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
(変更後) 二十四時間
(変更前) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更後) 二十四時間
(変更後) 変更しようとする年月日
令和八年五月二十八日
- 四 届出年月日
令和八年五月二十七日
- 五 届出をした者
株式会社福島まちづくりセンター
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十一号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）に係る工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に

参加する資格の審査について、西暦における偶数年の十月三十一日（福島県の休日を含める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たる場合は直前の平日（県の休日以外の日という。）とする。）を申請書等の提出期限とするものは、第四の第二号（三）及び（五）に係る審査基準日を当該提出期限の日の属する年の九月三十日とする。

令和八年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄
（入札監理課）

公 告

公告第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和八年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
鮫川堰土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 瀬谷 美津子 いわき市渡辺町泉田字一町田七九番地

（農村計画課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和八年七月十七日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

- 一 操業の承認
- 最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船
- はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

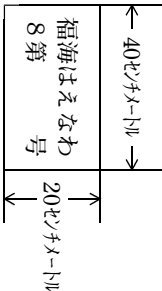
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年十月一日から令和九年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和八年七月十七日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）第四十一条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、令和八年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

福島県地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第

二百六十七号) 第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。
令和八年七月十七日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智 光

一 保護区域
小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置(第二種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第四条第一項第十一号により営むもの)	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつば漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年九月一日から令和九年八月三十一日までとする。